

狂犬病予防注射 春の集合注射の実施について

平成28年度の狂犬病予防注射「春の集合注射」を下記の日程で実施します。
犬を登録している飼い主の方には、狂犬病予防注射申請ハガキを郵送しますので、都合のよい場所で必ず注射を受けてください。

新規登録をされる場合は、役場又は実施場所で申請してください。

手数料 (料金)

登録済の犬 (注射料のみ) ……………3,500円

新規登録の犬 (注射料+登録料) ……6,500円

※実施場所では混雑が予想されますので、お釣りのないようご協力ください。

実施予定表

実施月日	実施場所	実施時間
4月12日(火)	藤沢公民館	9:00~9:15
	蟹原集会所	9:30~9:40
	虎御前公民館	9:45~9:55
	五輪久保集会所	10:00~10:05
	外倉公民館	10:10~10:30
	柳沢公民館	10:35~10:45
	牛鹿公民館	10:50~10:55
	滝神公民館	11:00~11:10
	山部公民館	11:15~11:25
	上房公民館	11:30~11:35
	役場駐車場	13:00~13:20
	石川集会所	13:30~13:45
	立石集会所	13:50~14:00
	日中公民館	14:05~14:15
蟹窪集会所	14:20~14:30	
4月13日(水)	役場駐車場	9:00~9:20
	赤沢集会所	9:25~9:35
	中原集会所	9:40~9:50
	細谷公民館	9:55~10:10
	桐原生活協同館	10:15~10:30
	平林公民館	10:40~10:50
4月14日(木)	真蒲公民館	11:00~11:05
	西塩沢公民館	9:00~9:20
	塩沢公民館	9:25~9:40
	大城公民館	9:45~10:00
	野方公民館	10:10~10:25
	茂田井公民館	10:35~10:55
	古町公民館	11:10~11:20
	中尾公民館	11:30~11:35
	美上下バス停前	11:40~11:45
	蓼科ふれあいセンター	13:00~13:15
南平台ロッジ前	13:30~13:45	
5月15日(日)	役場駐車場	9:00~10:00

狂犬病とは

狂犬病は、人と動物の共通感染症です。効果的な治療法はなく、発病するとほぼ死亡するという恐ろしい病気です。

狂犬病予防法による義務

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、狂犬病予防注射を年1回、4月から6月までの3箇月の間に受けることが義務づけられています。これを怠ると20万円以下の罰金に処せられることがあります。

対象となる犬

- ・生後90日を経過した全ての犬。
- ・譲り受けた犬や室内犬も対象です。

注意事項

- ・犬が死亡している場合は、ハガキに「平成〇年〇月〇日死亡」と書いて提出してください。
- ・犬が病気、衰弱等により注射を受けられない場合は、獣医師の「猶予証明書」を提出してください。
- ・犬の首輪に鑑札、注射済票、名札等、飼い主のわかるものを必ず付けてください。

飼い主のマナー

- ・犬の放し飼いは、人の迷惑になりますので、絶対にやめましょう。
- ・犬のフンは、飼い主が責任をもって必ず片付けましょう。
- ・犬が逃げ出さないよう首輪、鎖(リード)、繋ぎもと等を定期確認しましょう。

お問合せ先
環境保健係
電話 56-2311
有線 2311



狂犬病予防注射を必ず受けましょう！